

別紙

諮問第589号

答 申

1 審査会の結論

「措置入院に関する診断書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「措置入院に関する診断書」の開示請求に対し、東京都知事が平成29年5月8日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

医療行為において、警察、区役所、都庁職員など行政等の信頼を大きく損ない、今後の医療や行政の一切を信用できなくなると考えるため、開示を求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 「措置入院に関する診断書」の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「診察時の特記事項」の各欄について

上記各欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）27条、29条及び29条の2に基づき、精神保健指定医（以下「指定医」という。）が専門的見地から行った診察内容やそれに基づく見解、判断

及び診察結果を記したものであり、その内容は条例16条6号イの「診断」に該当する。

措置入院に関する診察は、医師が患者の求めに応じて行う診察とは異なり、指定医が、法27条、29条及び29条の2に基づく知事の求めに応じて行う診察であり、一般的に、診断内容を本人等に知らせる義務を負うものではなく、命令者たる知事に報告することのみをもって足りると解釈されている。

また、措置入院は、患者本人以外の者からの申請・通報を契機として手続が進められるとともに、精神障害に基づき自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認めたときは、本人の意に反しても精神科病院に強制的に入院させることができる行政処分である。このことから、本人の認識と指定医による診断の結果に相違が生じる可能性がある。

上記各欄の記載内容は、措置入院の可否を判断する上で、非常に重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められる。しかし、開示を前提として記録を作成しなければならないこととなると、今後、患者本人の認識等を考慮するあまり、記載内容を簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあることから、当該各部分については、条例16条6号により非開示とした。

(2) 「措置入院に関する診断書」の指定医の氏名及び職員の氏名について

精神保健福祉行政における指定医及び職員の職務の特異性から、氏名を開示した場合、措置入院に対する本人の認識の相違から、各書類の記載内容の真偽や詳細等を確認するために、その者に対する職務の妨害となるような行為が行われることも予想され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号の規定により非開示とした。

また、指定医の氏名については、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号によっても非開示とした。

(3) 「措置入院に関する診断書」の指定医の印影について

指定医の印影については、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示する

ことにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号によって非開示とした。

また、指定医の印影を開示した場合、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条4号によっても非開示とした。

さらに、精神保健福祉行政における指定医の職務の特異性から、指定医の印影を開示した場合、措置入院に対する本人の認識の相違から、各書類の記載内容の真偽や詳細等を確認するために、その者に対する職務の妨害となるような行為が行われることも予想され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号によっても非開示とした。

(4) 「措置入院に関する診断書」の「診察に立ち会った者」について

診察に立ち会った者の氏名については、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号によって非開示とした。

また、診察に立ち会った者の氏名を開示した場合、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確認するために、被診察者が診察に立ち会った者に対し様々な働きかけを行うことが予想される。このような事態になった場合、診察に立ち会った者と東京都の信頼関係が損なわれ、今後、診察に立ち会った者からの協力が得られなくなるなど措置入院に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例16条6号にも該当することを、審査会への諮問に当たって追加する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 8月 9日	諮問
平成30年 2月19日	新規概要説明（第182回第二部会）

平成30年 4月 4日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 4月24日	審議（第183回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 措置入院について

措置入院について、法27条1項では、都道府県知事は、法22条から26条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない旨定めるとともに、法29条1項では、都道府県知事は、法27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨定めている。

また、法27条3項は、同条1項に定める指定医により診察をさせる場合は、職員を立ち合わせなければならない旨、法29条2項は、都道府県知事が診察を受けた者を措置入院させるには、二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない旨定めている。

緊急措置入院については、法29条の2第1項において、急速を要し、法27条、28条及び前条に規定する措置入院の手続によることができない場合で、指定医による診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めるときは、精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨規定するとともに、同条3項において、その入院期間は72時間を超えることができない旨規定している。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人を被診察者とする6通の措置入院に関する診断書（緊急措置入院、措置入院第1及び措置入院第2各2通）（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」及び「診察時の特記事項」の各欄（以下「本件非開示情報1」という。）を条例16条6号に、指定医の氏名（以下「本件非開示情報2」という。）を条例16条2号及び6号に、職員の氏名（以下「本件非開示情報3」という。）を条例16条6号に、指定医の印影（以下「本件非開示情報4」という。）を条例16条2号、4号及び6号に、診察に立ち会った者の氏名（以下「本件非開示情報5」という。）を条例16条2号にそれぞれ該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

また、実施機関は、審査会に提出した平成30年4月4日付理由説明書において、本件非開示情報5については条例16条6号にも該当する旨主張し、非開示理由を追加している。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

実施機関によれば、措置入院は、医師が患者本人の求めにより行う診療とは異なり、医療及び保護のために入院させなければ、精神障害のために自傷又は他害行為を起こすおそれがあると認められる場合に、本人以外からの申請等を契機として手続が進められるものであり、しかも、本人の意思にかかわらず、強制的に精神科病院等に入院させることができる制度であることから、一般に、本人がこの措置に納得していない場合が想定されるとのことである。そのため、本件非開示情報1の各事項は、措置入院の可否を判断する上で非常に重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められると実施機関は説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1のうち「病名」欄には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第28条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（昭和63年4月8日厚生省告示第125号）に従い、病状又は状態像の原因となる主な精神障害の例示を踏まえ、指定医が判断した病名が記載されており、「生活歴及び現病歴」欄には、指定医が診察時に本人及び診察に立ち会った者から聴取したこれまでの生活歴及び病歴の内容等を基に、措置入院が必要であるか否かを医学的に判断するために必要な情報が記載されている。

「重大な問題行動」欄及び「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、指定医が自傷又は他害行為のおそれの有無の認定を行うに当たり、当該欄に列挙された症状又は状態像に該当する状態であるか、今後重大な問題行動のおそれがあるかなどを確認した事項が選択及び記載され、

「診察時の特記事項」欄には、現在の病状を放置することにより想定される問題行動があるか否か、入院措置が必要か否かを判断した経緯等が記載されている。

本件非開示情報1の記載内容は、事柄の性質上、本人の認識と異なったり、意に沿わない情報であることが想定され、指定医は、その内容が本人に開示されないことを前提に記載を行っているものと解される。このため、記載内容を開示することにより、指定医は、今後、本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、その結果、診断書の記載内容が形骸化し、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2、3、4及び5について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には指定医の氏名が、本件非開示情報3には職員の氏名が、本件非開示情報4には指定医の印影が、本件非開示情報5には診察に立ち会った者の氏名等が、それぞれ記載されている。

審査会が検討したところ、措置入院に至る事実及び経過に対する本人の認識の相違から、指定医や職員等に対する不信感や誤解が生じる場合があり、これらの氏名を開示することにより、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確認するため、指定医や職員等の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態や、診察に立ち会った者に対し様々な働きかけを行うことが想定され、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2、3、4及び5は条例16条6号に該当し、本件非開示情報2、4及び5についての同条2号該当性並びに本件非開示情報4についての同条4号該当性をそれぞれ判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二